

# 災害ボランティア車両高速道路通行証明書利用約款

## (目的)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社(以下「会社」といいます。)が、料金を徴収しない車両を定める告示(平成十七年九月三十日国土交通省告示第千六十五号。以下「告示」といいます。)第三号に定める、「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両(これらの活動に係るボランティア活動であって地方公共団体等が要請したもののため使用する車両(以下「ボランティア車両」といいます。))で当該道路を管理する道路整備特別措置法(以下「法」といいます。)第2条第6項に規定する会社等又は法第18条第4項に規定する有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不相当であると認められたものを含む。)で緊急自動車以外のもの」のうち、ボランティア車両に対して発行する「災害ボランティア車両高速道路通行証明書」(以下「証明書」といいます。)の申請、印刷及び利用について定めるものです。

## (定義)

第2条 本約款の中で用いられる用語は、別段の定めがない限り、次の各号に定めるところによります。

- 一 高速道路 会社が管理する法第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
- 二 利用者 本約款の定めに従い証明書を申請し、高速道路を通行しようとする者をいいます。
- 三 往路 ボランティア車両を使用して被災地へ移動する場合における、高速道路の入口ICから会社が指定する被災地の近傍の出口ICまでの高速道路上の通行経路をいいます。ただし、次号に定める復路に該当する通行経路を除きます。
- 四 復路 ボランティア活動実施後、ボランティア車両を使用して被災地から移動する場合における、会社が指定する同被災地の近傍の高速道路の入口ICから、出口ICまでの高速道路上の通行経路をいいます。
- 五 ボランティア活動確認印 被災地でボランティア活動したことを証明するものとして押印するボランティアセンター又は社会福祉協議会の印をいいます。
- 六 入口発券方式 入口料金所で通行券を交付し、当該通行券の情報に基づき、出口料金所で通行料金を支払う料金収受の方式をいいます。
- 七 単純支払方式 高速道路の一定の区間に設定した通行料金を一の料金所で支払う料金収受の方式をいいます。
- 八 一括支払方式 一の会社の高速道路及びこれと接続する他の会社の高速道路又は高速道路及びこれと接続する第8条第1項に定める道路の通行料金の支払いを一の入口発券方式の出口料金所で一括して行う料金収受の方式をいいます。
- 九 合併支払方式 一の会社の高速道路及びこれと接続する他の会社の高速道路又は高速道路及びこれと接続する第8条第1項に定める道路の通行料金の支払いを当該接続地点等に設ける料金所において一括して行う料金収受の方式をいいます。
- 十 合併支払方式(2) 一の会社の高速道路及びこれと接続する他の会社の高速道路又は高速道路及びこれと接続する第8条第1項に定める道路の通行料金の支払いと通行券の交付を当該接続地点等に設ける料金所において一括して行う料金収受の方式をいいます。

十一 一般レーン 道路整備特別措置法施行規則(以下「規則」といいます。)第13条第2項一号及び二号に定める料金の徴収施設をいいます。

十二 一般混在レーン 規則第13条第2項四号及び五号に定める料金の徴収施設をいいます。

十三 サポートレーン 規則第13条第2項六号に定める閉鎖施設のうち「サポート」の表示のある施設をいいます。

十四 サポート混在レーン 規則第13条第2項三号に定める料金の徴収施設のうち「ETC／サポート」の表示がある施設をいいます。

(本約款の適用範囲)

第3条 本約款は、災害発生後に被災自治体からの告示第三号に基づく要請を受けて会社が承諾した期間に、災害救助活動のために使用するボランティア車両に対して適用します。

2 利用者は、ボランティア車両につき本約款の適用を受けるためには、本約款に別段の定めがある場合を除き、会社が指定する往路の出口IC及び復路の入口ICを利用しなければなりません。会社が往路の入口IC及び復路の出口ICの一方又は両方を別に指定した場合にあっても同様とします。

(証明書の利用目的)

第4条 利用者は、前条の規定により本約款が適用された車両が、被災自治体でボランティア活動をするを目的として高速道路を走行する場合のみ証明書を利用できるものとします。

(証明書の申請)

第5条 証明書の申請は、前条に定める利用目的で高速道路を利用しようとする場合に限るものとし、利用者は本約款に定める事項を承諾の上、証明書の申請、印刷及び利用を行うものとします。

2 申請できる証明書枚数は、1回の申請で往路復路(各1枚)、又は復路のみ(1枚)に限ります。

3 利用者は、本約款を承諾のうえ、災害ボランティア車両高速道路通行証明書発行システム(以下「システム」といいます。)内の入力フォーム(以下「入力フォーム」といいます。)に必要な事項を入力し登録してください。

(証明書の発行)

第6条 利用者は、前条第3項に定める入力フォームへの登録後、会社が発行する証明書を印刷して利用するものとします。

2 証明書は、発行枚数に限らず全てA4サイズ(JIS規格)の片面印刷とし、様式を変更してはなりません。

3 利用者は、会社が前条第3項に定める入力フォームでの申請方法によらず、かつ、前項に定める印刷方法によらず証明書を発行することとした場合は、別途会社が指定する所定の証明書に必要事項を記入の上、利用しなければなりません。

(証明書の利用方法等)

第7条 利用者は、高速道路の料金所において、次の各号の要件を満たす証明書及び利用者本人と確認できる顔写真付きの公的な証明書(以下「本人確認書類」といいます。)を一般レーン、一般混在レーン、サポートレーン又はサポート混在レーンで提示し、係員による確認を受けることで高速道路を通行することができます。

- 一 証明書記載の氏名が利用者本人と一致していること。
  - 二 証明書記載の利用年月日に高速道路を通行していること。
  - 三 証明書記載の入口料金所から出口料金所の区間を走行していること。
  - 四 証明書記載の車両番号が利用者本人が乗車する車両と一致していること。
  - 五 往路又は復路に該当する走行であること。
  - 六 復路の走行にあたっては、復路の証明書にボランティア活動確認印の押印及び活動確認日の記入がされていること。
- 2 利用者は、次の表の左欄に掲げる通行料金徴収体系に応じ、右欄の方法により通行しなければなりません。なお、利用者は、利用者の責に帰することができない事由により、証明書に記載のない入口IC又は出口ICを利用する場合は、そのICの料金所でその旨を申し出てください。

左欄	右欄
入口発券方式 一括支払方式 合併支払方式	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 必ず通行券を受領してください。</li> <li>二 通行料金を支払う料金所では、係員の指示に従い、通行券及び証明書を提出するとともに、本人確認書類を提示してください。</li> <li>三 料金精算機が設置されている料金所では、料金精算機に通行券を挿入する前に、係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。</li> </ol>
単純支払方式	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 通行料金を支払う料金所では、係員の指示に従い、証明書を提出するとともに、本人確認書類を提示してください。</li> <li>二 料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。</li> </ol>
合併支払方式 (2)	<ol style="list-style-type: none"> <li>一 通行料金を支払う料金所では、係員の指示に従い、証明書を提出するとともに、本人確認書類を提示してください。</li> <li>二 料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し係員の指示に従ってください。</li> <li>三 前2号を行った上で必ず通行券を受領してください。</li> </ol>

- 3 利用者は、往路又は復路の利用において次の各号に該当する場合は、最後に通行料金を支払う料金所で証明書を提出するものとし、途中で通行料金を支払う料金所においては、前項右欄に関わらず、証明書については、提出ではなく提示してください。
- 一 入口発券方式、単純支払方式、一括支払方式、合併支払方式及び合併支払方式(2)のうち方式の異なる高速道路を連続して走行する場合
  - 二 高速道路の構造に起因し高速道路を連続して走行することができない場合
- 4 本条の定めを満たさないことにより、料金所で通行料金を支払った場合、その後、証明書の提示等を行っても返金はいりません。

(高速道路以外の道路における証明書の利用方法)

第8条 高速道路以外に証明書が利用できる道路は、地方道路公社及び法第18条第4項に定める有料道路管理者が管理する道路とします。ただし、証明書の利用は、法第2条第6項に規定する会社等又は法第18条第4項に規定する有料道路管理者が料金を徴収することが著しく不相当であると認められた場合に限りです

- 2 前項に定める道路における証明書の利用方法は、当該道路の道路管理者が定める方法によりますの

で、当該道路の料金所の係員に利用を申し出てください。

#### (高速道路からの一時退出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、往路又は復路の途中で高速道路から一時退出(以下「一時退出」といいます。)することができます。

- 一 往路又は復路の途中で、宿泊する必要がある場合
  - 二 往路又は復路の途中で、ボランティア活動者(活動予定者を含む)を乗降車させる必要がある場合
  - 三 往路又は復路の途中で、ボランティアに必要な機材・資材を調達又は返却する必要がある場合
  - 四 往路又は復路の途中で、フェリーで移動する必要がある場合
- 2 利用者は、前項のいずれかの事由に合致し、一時退出する場合は、入力フォームに一時退出予定のIC名及び前項のいずれかの事由を登録しなければなりません。
- 3 利用者は、前項により登録したICから一時退出しなければなりません。なお、利用者の責に帰することができない事由により、登録したIC以外のICから一時退出する場合は、当該ICの料金所でその旨を申し出てください。
- 4 会社は、利用者が第1項各号以外の事由で一時退出を行った場合、入口料金所から一時退出する料金所までの通行料金を利用者に請求します。

#### (利用者による証明書の管理等)

第10条 利用者は、証明書を第三者に貸与、譲渡、質入れ又は担保に供することを一切してはなりません。

- 2 利用者は、証明書を本約款で定める目的以外の取引に利用してはなりません。
- 3 利用者は、証明書の改変、破損又は汚損させてはなりません。
- 4 利用者が前各項に違反したことにより生じる一切の責任及び損害は、当該利用者が負うものとします。

#### (証明書の有効期限等)

第11条 証明書の有効期限は、往路利用は証明書に記載したボランティア活動予定日の前々日から当日までとし、復路利用は証明書へのボランティア活動確認印の押印及び活動確認日に記載された日からその翌々日までとします。

- 2 利用者は、有効期限を超過した証明書の取扱いについては、料金所係員の指示に従うものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第3条に定める会社が承諾した期間を超えて証明書を利用することはできません。
- 4 第1項の規定にかかわらず、告示の改正等に伴って期間や利用方法などが変更となった場合、証明書の利用ができなくなることがあります。

#### (証明書の亡失)

第12条 利用者は、紛失、盗難等により証明書を亡失したときは、亡失したことにより生じる一切の責任及び損害を負うものとします。

#### (証明書の再発行)

第13条 利用者は、印刷した証明書を破損、汚損又は亡失した場合は、第5条第3項に定める入力フォ

ームから新たに必要な事項を登録し、改めて第6条に定める方法により証明書の発行を受け印刷するものとします。

#### (証明書の無効)

第14条 会社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書を無効として取扱います。

- 一 証明書の利用申込みの際に、氏名等の必要な事項について虚偽の申告があったとき。
  - 二 第4条に定める利用目的に反する走行を行ったとき。
  - 三 第6条に定める方法によらずに作成した証明書を利用したとき。
  - 四 第7条に定める利用方法等によらず走行したとき。
  - 五 第9条第2項により登録したIC又は事由によらず一時退出したとき。ただし、利用者の責めに帰する事由によらず登録したIC以外のICから一時退出したときを除く。
  - 六 第10条各項に定める証明書の管理等によらず証明書を利用したとき。
  - 七 その他本約款に違反したと会社が認めたとき。
  - 八 前7号に掲げるものの他、会社が不正な通行の手段として利用したと判断したとき。
- 2 利用者は、前項各号に基づき証明書が無効となったときは、会社の指示に従い通行料金を支払わなければならない。

#### (証明書の不正利用)

第15条 利用者は、証明書を利用するときは、本約款の内容を遵守しなければならない。

- 2 会社は、利用者が前条第1項に規定する利用を行い、通行料金を不法に免れたとみなした場合には、法第26条に基づき、免れた通行料金と割増金(免れた通行料金の2倍に相当する額)を利用者に請求します。
- 3 利用者は、請求を受けたときは、当該会社の指定する方法により、支払期日までに支払わなければならない。
- 4 会社は、第2項で請求した通行料金を利用者が支払期日までに支払わない場合、当該会社が定める高速道路営業規則に基づき、督促を実施し、督促手数料及び延滞金を加算します。

#### (個人情報の取扱い)

第16条 会社は、システム利用者の個人情報については、会社が個別に定める個人情報保護及びプライバシーポリシーに従って、適切に取り扱います。

#### (免責事項)

第17条 会社は、次の各号に掲げるときに利用者が被った損害について、一切責任を負いません。

- 一 会社が、管理の必要からシステムの利用を制限又は停止したとき。
- 二 利用者登録の誤りにより当該証明書の利用ができなかったとき。
- 三 通信機器、回線及び電子計算機等の障害、電話の不通その他会社の責めに帰することができない通信手段の障害により、証明書の利用ができなかったとき。
- 四 利用者が証明書を亡失した場合において、他人に当該証明書を利用されたとき。
- 五 災害、事変その他会社の責めに帰することができない事由により、証明書の利用が遅延し又は不能となったとき。

六 インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、利用者の個人情報又は  
証明書の利用に関する情報が漏えいしたとき。

七 被災自治体からの要請により第3条に定める会社が承諾した期間が変更となったことにより、発行さ  
れた証明書の利用が不能となったとき。

八 法や告示の改正等に伴い、証明書の利用の取扱いが変更又は不能となったとき。

#### (約款の変更、承認)

第18条 本約款を変更する場合には、その変更内容及び変更後約款の効力発生時期を会社のホーム  
ページに掲示する方法等により、会社から利用者に周知するものとします。

2 利用者は、変更した約款の施行日以降に証明書の申請又は証明書を利用したときは、当該変更事  
項を承認したものとみなします。

3 会社は、第1項の約款の変更によって利用者が被った損害について、一切責任を負いません。

#### (準拠法)

第19条 本約款の規定は、日本法に従い解釈され、本約款に定めのない事項については、日本法を適  
用します。

#### (専属的合意管轄裁判所)

第20条 利用者は、会社との間で本約款に係る紛争が生じた場合、会社の本店所在地を管轄する地方  
裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 附則

本約款は令和4年4月1日から適用します。